

# 災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

幸田町（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、幸田町内において地震及び風水害その他の災害又は感染症（以下「災害等」という。）の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、住民生活の安定を図るため、防疫活動の協力について次のとおり協定を締結する。

## （要請）

第1条 甲は、災害等の発生に際し、甲のみでは被災地等における防疫処置が十分に実施することが困難であると認めるときは、乙に対して、次に掲げる活動（以下「防疫活動」という。）の実施について、協力を要請することができる。

- （1）災害等の発生時における防疫活動
- （2）避難所における鼠族及び衛生害虫等の駆除活動及び防疫活動
- （3）前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請する事項

2 甲は、乙に対し、防疫活動の実施の協力を要請するときは、防疫活動協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときには、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出することができる。

## （協力）

第2条 乙は、甲から防疫活動の実施について協力の要請を受けたときは、薬剤の調達並びに車両及び労力の提供等を可能な限り行うものとする。

2 乙は、防疫活動の実施について協力するときは、防疫活動に従事する者を選出し、直ちに要請された防疫活動の実施場所に出動させ、甲の職員の指示により防疫活動を実施させるものとする。  
3 前項の場合において、防疫活動に従事する者は、防疫活動の実施場所に甲の職員がいない場合は、甲からの要請事項に従い、自らの判断により防疫活動を開始するものとする。

## （会員名簿の作成等）

第3条 乙は、災害等の発生時における防疫活動態勢を速やかに整えるため、防疫活動に協力する乙の会員名簿を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の名簿に変更が生じたときは、速やかに変更後の会員名簿を甲に提出するものとする。

## （活動の実施報告）

第4条 乙は、第2条の規定に基づき防疫活動を実施したときは、防疫活動実施報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

## （費用の負担）

第5条 乙が防疫活動を実施するのに要した薬剤、労務等の費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用は、災害等の発生の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(費用の支払方法)

第6条 甲は、第4条の規定により防疫活動実施報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適正と認めたときは、乙の請求により前条第1項に規定する費用を支払うものとする。

(個人情報の保護)

第7条 乙は、防疫活動の実施にあたり、個人情報（個人に関する情報であつて特定の個人を識別できるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように適正に取り扱わなければならない。

(連絡責任者)

第8条 この協定に係る甲の連絡責任者は環境課長、乙の連絡責任者は西三河地区ブロック長とする。

(平時からの連携)

第9条 甲及び乙は、災害等の発生時における連絡先や連絡方法を確認するなど、平時から相互の連携に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間が完了する日までに甲、乙いずれからも異議の申出がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和2年7月29日

甲 幸田町大字菱池字元林1番地1

幸田町

幸田町長

成瀬 敦

乙 名古屋市中村区亀島二丁目1番1号 清正公街2階

公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会

会長

坂倉 弘康